

第 26 回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和4年8月10日

第26回農業委員会（総会）

開会 令和4年8月10日（水） 午後1時30分～

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第19号
農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 3 報告第20号
農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 4 議 第29号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決
- 第 5 議 第30号
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決
- 第 6 議 第31号
農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決
- 第 7 議 第32号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	山元 泰宏	2 番	石田 隆司	3 番	中野 隆史
4 番	横江 岩美	5 番	横江 年男	6 番	堀井 信一
7 番	山本 英裕	8 番	木村 幸夫	9 番	木下 範明
1 0 番	中島 紀昭	1 3 番	中村 好明	1 4 番	堀 祐子

・会議に欠席した委員

1 1 番	小川 雅嗣	1 2 番	横江 吉美
-------	-------	-------	-------

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 和夫	2 番	吉川 眞史	4 番	中西 真由巳
5 番	久保 和久	6 番	三澤 茂	7 番	山田 稔幸
8 番	中川 正平	9 番	杉江 日出男	1 0 番	葛原 孝博

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主任	宇野 耀
------	-------	----	-------	----	------

事務局長 では、定刻となりましたので、只今から第26回農業委員会総会を開催いたします。

庁舎内は、冷房中ではありますがものの、コロナウィルス感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますことと、庁舎内でのマスク着用、休憩後、委員会室入室時には、再度アルコール消毒を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、お願いいたします。

本日、11番 小川雅嗣委員、12番 横江吉美委員、が欠席されておりますが、出席委員は14名中12名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 それでは、農業委員会憲章の唱和を、小さな声でお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございました。それでは、会長よろしくお願ひいたします。

会長 みなさん、ご苦勞様でございます。これから1年会長ということでよろしくお願ひいたします。みなさんに迷惑のかからないよう、一生懸命務めて参りたいと思っております。

また、前回の挨拶と同じ事となりますけれども、みなさんに色々指導いただき、協力いただかなければ務めることはできません。そのように考えておりますので、是非協力、指導の方よろしくお願ひいたしまして挨拶とかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

会長 ただいまから、第26回草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りでありますので、これを御了承願います。

それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号2番 石田隆司委員、議席番号10番 中島紀昭委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2報告第19号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、報告第19号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。

議案書は、2ページでございます。

番号1番は、届出人が土地区画整理事業に伴う共同住宅用地として、本人が所有する南草津プリムタウン土地区画整理事業区域内の南笠町地先の田5筆5,288㎡ 換地面積1,560㎡を転用されようとするものです。

周囲は、土地区画整理事業区域内でありますことから隣地承諾を得なければならない農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は7月4日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

7番 面積5,288㎡、換地面積1,560㎡とありますがこれは正しいでしょうか。

事務局 今回の議案につきましては、1点普段と違うところがありまして1筆、一部地となっております。元々の面積が2,452㎡の土地について農地転用されたのが一部地になっておりまして、元々の面積に対してこの一部地が、一つの宅地程度の大きさだけになりますので、減歩率が大きいように感じるのですが、2,452㎡のうちの一部がされておりまして、残りにつきましても別の場所で換地をうけておられます。今回、申請には一部として挙がってきておりますけれども、全体にするともう少し大きく換地を受けておられるようですので、減歩率が小さく思えるのは、一部地が入っているのが原因に

なります。

7番 はい。ありがとうございます。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第19号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第20号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番から5番までの案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 次に報告第20号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、5件です。

議案書は、3ページから4ページでございます。

番号1番は、栗東市内で不動産業を営む、譲受人が分譲宅地を目的として、譲渡人2名の所有する青地町地先の地目田、現況畑、5筆2,283㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、開発道路および10区画の宅地の造成を予定されており、開発道路の接続先である南北の道路高に合わせて、40cmから60cm程度の盛土を行われます。

土留工として東西に擁壁を設置されます。

雨水排水につきましては、宅地毎に雨水枡を設置し、新設する道路側溝へと放流されます。

隣接地は、田・宅地・道路であり田の所有者からは隣地承諾を得られております。

次に番号2番は、譲受人が宅地として、譲渡人の所有する木川町地先の畑1筆198㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、畑地であり、造成工事等は特になく地ならし程度となります。

雨水排水は、敷地東側に設置する雨水桝から北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、水路・雑種地・畑であり、畑の所有者からは隣地承諾を得られております。

4ページをご覧ください。

番号3番、4番は、祖母から孫と姪にそれぞれ贈与されようとするものです。

まず、番号3番は、譲受人が賃貸用戸建住宅8棟の建築を目的として、譲渡人の所有する上笠一丁目地先の田1筆790㎡を贈与にて取得し、転用されようとするものです。

申請人の関係は、祖母と孫です。

申請地は、北側の道路高と合わせるように、1m20cm程度の盛土を行われます。

土留め工として東、西、南側に擁壁を設置されます。

雨水排水は、敷地内北側に新設するU型水路を通じ北西の雨水桝から北側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・道路であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

次に番号4番は、譲受人が自己用住宅として譲渡人の所有する上笠一丁目地先の田1筆200㎡を贈与にて取得し、転用されようとするものです。

申請人の関係は、叔母と姪です。

申請地は、北側の道路高と合わせるように、20cm程度の盛土を行われます。

雨水排水は、敷地内に新設する雨水桝を通じて、北側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・道路であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

次に番号5番は、京都市内に本店を置く金融機関である、譲受人が露天駐車場を目的として、譲渡人の所有する野村二丁目地先の登記地目田、現況畑1筆171㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、隣接地で支店を構えておられ、同支店の駐車場として利用されます。

申請地は、西側道路高に合わせるよう30cm程度の盛土を行われます。

高低差が生じる、北側、東側についてはコンクリートブロックで土留めさ

れます。

雨水排水につきましては、浸透式とし、西側道路側溝へも放流されます。

隣接地は、宅地・田・道路・水路であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番、3番、4番は7月12日付、番号2番は7月25日付け、番号5番は7月22日付けにて専決規定に基づき、それぞれ局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

13番

3番4番ですけれども、いずれも贈与ということになっています。3番が貸与、4番は何もありませんが使い分けはどのようになっているのでしょうか。

事務局

3番が贈与で戸建ての賃貸住宅、4番が戸建ての専用住宅になっておりまして、3番は8戸の賃貸住宅を建てる形になっております。4番は1戸の専用住宅を建てる予定になっております。

13番

分かりました。ありがとうございます。

会長

その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第20号を終わります。

会長

次に、日程第4議第29号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

次に議第29号農地法第3条第1項の規定による許可について説明しま

す。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。
今月の申請は、3件です。議案書は、5ページです。

番号1番と2番は関連案件ですので、一括にて説明させていただきます。
譲受人が譲渡人それぞれの所有する矢橋町地先の畑2筆計148㎡および畑1筆376㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地はそれぞれ隣接する土地でございます。

譲渡人は、それぞれ今回の申請地しか所有しておらず、高齢により耕作が困難になってきたことから、経営規模を拡大しようとする譲受人と話がまとまり申請に至ったものであります。

今回の取得により譲受人の耕作農地は、5,924㎡となりますことから、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の要件を満たしております。

また、その他の要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第3号の信託要件については、信託の引き受けによる権利の取得ではないため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第7号の地域調和要件については、取得されます地元の生産組合長の同意も得られており、地域調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号3番は、譲受人が譲渡人の所有する北山田町地先の畑1筆448㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、市内で約50haを耕作されている認定農業者であり、事業規模拡大のため当該地を取得されるものであります。

取得後は、みぶなを作付けされる予定であります。

今回の取得により譲受人の耕作農地は、500,998㎡となりますことから、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の要件を満たしております。

また、その他の要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第3号の信託要件については、信託の引き受けによる権利の取得ではないため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第7号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請3件について、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

番号1番と2番の案件につきましては、議席番号4番委員、お願いします。

4番 1番と2番の案件につきましては、7月17日、4番推進委員さん、地元矢橋町の生産組合長さんと現地確認をさせていただきました。事務局から説明がありましたとおり、何も問題はないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 番号3番の案件につきましては、議席番号5番委員、お願いします。

5番 7月19日、5番推進委員さんと現地確認をさせていただきました。事務局から説明がありました通り、何も問題はないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。

ただいま議題となっております議第29号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第29号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第5議第30号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 続きまして議第30号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。
今月の申請は、1件です。議案書は6ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、申請人が住宅として、本人が所有する下笠町地先の地目田、現況宅地、1筆577㎡を転用されようとするものです。

申請地は、申請人の父が農地法の趣旨を理解せず、昭和34年ごろに住宅を建築し、これまで利用されてきたことから、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

顛末案件であるため造成工事等はありません。

隣接地は、田・宅地・道路であり、農地の所有者、耕作者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であるため事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第4条第6項に該当し

ないことから許可相当と考えます。

以上、1件、添付書類等確認いたしましたですが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

番号1番の案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします

8番 7月5日、8番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

7番 顛末案件全般についてお伺いします。

宅地の場合、農業委員会総会で許可を出した後は開発の方は関係ないのでしょうか。

事務局 宅地として農地転用を許可した場合、開発としては関係あるものとならないものと分かれてきます。建て替えとかをする場合は、この後都市計画法の許可を得るなり、許可が要らないという証明等々を市の開発調整課からもらって、それを持った上で建築確認を取るという形になります。

ただ、都市計画法の施行自体が、昭和45年になりますので、それ以前の建物であるとか農地転用出来ずに放置されていたという場合については、都市計画法がその辺は何も言わないので、基本的には昭和45年より前に建てて、建て替えとか造成がないという場合には、都市計画法による許認可は必要ありません。

ただ、昭和45年以降であったりとか、建て替えや敷地の造成、増築など何らかの工事を加える場合は、都市計画法の許可が必要となる場合があります。

今回の案件につきましては、現時点では建て替えされるというわけではないと聞いております。ゆくゆくは、建て替えをする可能性もあるので、その際には都市計画法の何らかの許認可を受けてもらうということで指導してお

ります。

7 番 はい。ありがとうございました。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

1 3 番 昭和34年に家が建っているということですが、市街化調整区域の場合に、面積要件は500㎡でしょうか。

事務局 市街化調整区域で都市計画法の許可を受けて建てられることの出来る住宅については、基本的には500㎡以内です。

ただ、農家住宅である場合にはこの限りではありません。面積1,000㎡位であれば農家住宅を建てることができます。昭和45年より前は、制限があったとは聞いておりませんので、この住宅についても今回農地転用部分においては、577㎡なのですが全体で見ると、1,000㎡を超えている大きな住宅地ということになります。

この方自身は農業を営んでおられますので、この住宅を建て替える際も農家住宅で建て替えることになると思います。

基本的には、現状新しく住宅を造成して建てようとする場合には、市街化調整区域の面積制限は500㎡です。農家住宅の場合、制限は基本的にはございません。

1 3 番 分かりました。ありがとうございます。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。

ただいま議題となっております議第30号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第30号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第31号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 続きまして議第31号農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて説明させていただきます。

この申請は、農地転用許可後に当初の転用目的を達成することが困難となった場合、その事業計画を変更する場合の申請です。

今月の申請は、1件です。議案書は、7ページ、8ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、大阪府の守口市内で不動産を営む譲受人と草津市内で不動産を営む譲受人2者が分譲住宅を目的とし、去る、5月の総会で審議いただき、農地転用許可を得て造成工事を行われました。

土地の権利移転にあたり、土地の登記名義人を1者に統合されることになり、従前2者から今回1者の単独申請として、本申請が提出されました。

なお、現在、土地は造成工事中であり、土地の売買、造成、建築にかかる経費は、当初申請より、今回、統合された1者のみの資金で足りうることから、事業の目的は確実に果たされると判断されます。

以上添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、願います。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第31号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第31号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第32号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」であります。5番の案件は、去る8月9日付けで、申請者から取下書が提出されましたことから、議案から削除することと致します。よって、番号1番から4番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 続きまして、議第32号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

まず、今回、議案書においては5件の議案をあげておりますが、去る8月9日に申請人より、番号5番の議案が取下げられましたことから、議案の削除をお願いします。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、5件改め4件です。議案書は9ページから10ページです。番号1番について説明いたします。

番号1番は、露天資材置場として譲渡人の所有する新浜町地先の田1筆714㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、大津市で不動産業、建設業を営む事業者であります。

申請人は湖南一帯、とりわけ草津市で数多くの分譲住宅の造成、建築を行っており、草津市内で資材置場の確保を検討していたところ、申請地の地権者と話がまとまったため、本申請をなされました。

申請地は、南側道路高に合わせ、20cm程度の盛土を行われますが、隣接地と高低差が生じないため、土留め工はなされません。

雨水排水は、申請地南側に向けて勾配を設け、新設する道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・道路・宅地・保安林・境内地であり、農地の所有者、耕作者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街

化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号2番について説明いたします。

番号2番は、看板の設置を目的として譲渡人の所有する矢橋町地先の地目田、現況畑3筆、計202㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、栗東市内で不動産業を営む事業者であります。

譲渡人の所有する農地以外の別物件を購入するにあたり、譲渡人から本物件も併せて購入してほしいと打診があり、他事業所の看板が既に設置されていたことから、自社の看板設置や広告設置箇所の適地と考えられ、購入を承諾されました。

しかし、不動産調査されたところ、本案件の譲渡人が農地法の趣旨を理解せず、平成20年ごろに許可を取らずに看板を設置した、顛末案件であることが発覚し、本申請をなされました。

申請地は既に看板が設置されており、顛末案件であるため造成工事等はございません。

隣接地は、道路・宅地・水路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号3番について説明いたします。

番号3番は、借受人が専用住宅として貸渡人が所有する北山田町地先の田1筆359㎡を使用貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

申請人の関係は親子です。

申請地は、西側道路高に合わせ、50cmから60cm程度の盛土を行います。

高低差が生じる東側には土留め工として擁壁を設置され、南側は安定勾配の法面処理をされます。

雨水排水は、敷地北側に新設するU字溝を通じて、北西に新設する雨水樹から西側道路側溝へ放流されます。

申請地の周囲は、水路・道路・田・宅地であり、田の所有者は申請者であることから、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます

10ページをご覧ください。次に番号4番について説明いたします。

番号4番は、草津市内で不動産業を営む、借受人が露天駐車場として、木川町地先の地目田、現況宅地1筆、485㎡を賃貸借にて借受け、転用されようとするものです。

借受人は、草津市内で不動産業を営んでおられ、かねてより、近隣事業所より駐車場の確保を相談されており、適地となる申請地の賃貸借協議を行っていたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

申請地は、貸渡人の父が昭和58年ごろに、農地転用許可を取得せずに、建築した農業用倉庫が建っており、顛末書を添付のうえ申請がなされました。顛末案件であるため、造成工事等はございません。

雨水排水は、基本浸透式とされ、東側道路側溝にも放流されます。

申請地の周囲は、道路・田・宅地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であるため事業の目的が確実に果たされる

と判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます

以上4件、添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番と2番の案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします。

4番 1番の案件につきましては、7月12日4番推進委員さんと現地確認を行いました。何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

2番の案件につきましては、7月17日、4番推進委員さんと現地確認を行いました。こちらも何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 3番と4番の案件につきましては、議席番号5番委員をお願いします。

5番 3番の案件につきましては、6月17日5番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明のとおり何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

4番の案件につきましては、6月20日5番推進委員さんと現地確認を行いました。こちらも何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第32号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から

4番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第32号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番から4番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時30分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和4年8月10日

会 長 中野 隆史 _____

署名委員 石田 隆司 _____

署名委員 中島 紀昭 _____